

相続税法

本試験問題

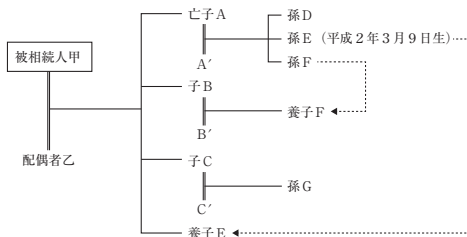
〔第一問〕

問1 相続税の延納及び物納制度に関するそれぞれの適用要件について、その概要を説明しなさい。

なお、計画貸採に係る相続税の延納等の特例（租税特別措置法第70条の8の2）及び相続税の物納の特例（同法第70条の12）に関する規定についての説明は要しない。

〔第二問〕

2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



- ① 被相続人甲は、昭和10年2月10日生まれで、相続開始時において日本国籍を有する者であり、日本国内に住所を有していた。また、生前において日本国外に住所を有していたことはない。
- 2 相続人等は、特に記載がある者を除き、相続開始時においてすべて20歳以上である。
- 3 被相続人甲と配偶者乙は、昭和35年6月6日に婚姻した。
- 4 孫Eは、平成15年7月に被相続人甲及び配偶者乙と、孫Fは、平成7年8月に子B及びB'とそれぞれ適法に養子縁組している。
- 5 亡子Aは、平成28年5月16日に死亡したが、亡子Aの相続に関し、その相続人について相続を放棄した者あるいは限定承認をした者はいない。また、包括受遺者はいない。
- 6 子Cは、被相続人甲に係る相続開始時において、日本国内に住所を有しておらず、日本国籍を有している。なお、子C以外の相続人等は、被相続人甲に係る相続開始時において、日本国籍を有し、日本国内に住所を有していた。
- 7 養子Eは、被相続人甲に係る相続開始時において相続税法第四条の4第2項に定める特別障害者である。
なお、障害者控除の計算上、控除額が不足する場合にはその額について、扶養義務者全員の協議により子Cの算出相続税額から控除することとした。
また、養子Eは亡子Aの死亡に係る相続税に関して障害者控除の適用は受けていない。
- 8 被相続人甲は、亡子Aの死亡に係る相続税の納税義務者ではない。

〔第二問〕

(4) 建物Kは、子C及び孫Fがそれぞれ共有持分2分の1を取得する。

建物K（固定資産税評価額23,000,000円）は、4階建ての建物（各階の床面積は、それぞれ300㎡）である。なお、2階部分は平成28年3月末まで賃貸借契約により貸し付けていたが、それ以降は空室となっており、新規の貸付けの募集は行っていない。また、その他の階は賃貸借契約によりM社に貸し付けられていた。M社との賃貸借契約は、子C及び孫Fが承継し、被相続人甲に係る相続税の申告期限においても、同社に貸し付けられている。M社への貸付けに当たり、保証金の授受はなく、相続開始時において未収賃料はなかった。

TAC予想問題

●実力完成答練 第2回

〔第一問〕

問1 相続税の延納制度について次の事項を説明しなさい。ただし、租税特別措置法に規定する事項については説明を要しない。

- (1) 延納の要件
- (2) 納税者が延納の申請の際、申告期限までに行うべき手続
- (3) 延納の許可の取消

●実力完成答練 第5回

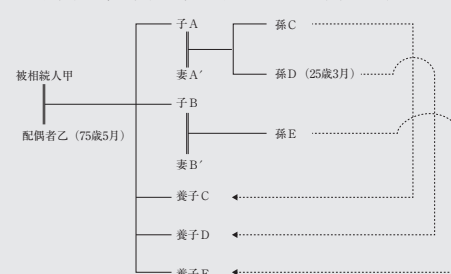
〔第一問〕

問1 相続税の物納について、その要件を説明しなさい。

●実力完成答練 第2回

〔資料1〕

- 1 被相続人甲は、平成29年11月29日長野県G市内の病院で病气により死亡し、相続人等はすべて同日その事実を知った。
- 2 被相続人甲の相続人等の状況は、次の図に示すとおりである。



- ① 被相続人甲の死亡時において、相続人等はすべて日本国内に住所を有しており、また、相続開始以前に日本以外に住所を有したことはない。
- 2 年齢は被相続人甲の死亡時のもので、年齢表示のない者はすべて20歳以上である。
- 3 被相続人甲の死亡に係る相続について、子Bは家庭裁判所に申述し、適法に相続の放棄をしている。
- 4 子Aは被相続人甲の死亡以前に既に死亡しているが、その死亡についての相続税の課税関係は生じていない。
- 5 孫C、孫D及び孫Eは、それぞれ出生と同時に被相続人甲及び配偶者乙と適法に養子縁組をしている。
- 6 孫Dは特定障害者（特別障害者以外の障害者に該当する。）であった。

●実力完成答練 第2回

② F市所在の家屋330㎡（固定資産税評価額20,000,000円）

この家屋は、①の宅地の上に建てられている賃貸用共同住宅（全10室で各独立部分の床面積の合計は300㎡）で、月額12万円で貸し付けられていた。この家屋の貸し付けについて、敷金の授受はなく、家賃は各月分を前月末日までに支払うこととされており、相続開始時に未収はない。配偶者乙は相続税の申告期限までにその貸し付けを継承し、同期限まで貸し付けを継続している。

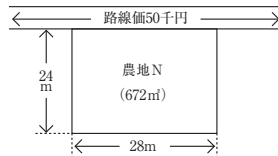
なお、このうち1室（床面積30㎡）は相続開始時において空室であり、特に入居者の募集を行っていなかった。

〔第二問〕

- (5) アスファルト舗装Lは、子C及び孫Fがそれぞれ共有持分2分の1を取得する。
アスファルト舗装Lの再建築価額は6,000,000円、減価の額は300,000円である。

〔第二問〕

- (6) 農地Nは、孫Dへ遺贈する。
この農地N(672㎡)は、路線価地域(普通住宅地区)に所在し、その地形等は次のとおりであり、その形状は長方形である。この農地Nは市街地農地であり、宅地に転用するとした場合には地盤改良等が必要である。
なお、この農地Nを宅地に転用するとした場合に通常必要と認められる造成費用の合計額は、4,872,000円である。



〔第二問〕

- チ O社の平成29年3月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の額は、次のとおりである。
資産の合計額(帳簿価額によって計算した金額) 78,200,000円
資産の合計額(相続税評価額によって計算した金額) 92,723,000円
負債の合計額(帳簿価額によって計算した金額) 32,326,000円
負債の合計額(相続税評価額によって計算した金額) 32,326,000円
〔注〕 O社は相続開始時において仮決算を行っていないため、相続開始時における資産及び負債の金額は明確ではないが、相続開始時の直前に終了した事業年度末から相続開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がなく、評価額の計算に影響しない。

●実力完成答練 第3回

- (1) 宅地L(a部分・360㎡、b部分・120㎡)並びにその上に存する建物M及び構築物(アスファルト)は、甥Hが取得する。
この宅地は、路線価地域(普通商業併用住宅地区)に所在し、その地形等は次のとおりである。
なお、宅地L(a部分)の上に存する建物M(面積275㎡、固定資産税評価額22,000,000円)は、被相続人甲が営む食品販売業の店舗の用に供されているものであり、宅地L(b部分)の上に存する構築物(アスファルト)は、店舗専用の駐車場として利用されていたものである。
甥Hは、相続開始後、被相続人甲が営んでいた食品販売業を引き継いでおり、相続税の申告期限においてもこの宅地L(a部分及びb部分)並びに建物M及び構築物(アスファルト)を所有し、食品販売業の店舗の用に供している。
また、宅地Lは借地権割合70%、借家権割合30%の地域に所在する。
構築物(アスファルト)の評価に必要な資料は以下のとおりである。
① 課税時期において新たに建築するために要する費用の額の合計額 2,700,000円
② 建築の時から課税時期までの期間の償却費の額の合計額 450,000円
③ 取得価額 2,220,000円

●補助問題 第9回

- (4) 「農地Hは、養子Eに遺贈する。」
農地Hは、路線価地域(普通住宅地区)に所在する市街地周辺農地であり、その面積は800㎡である。
農地Hは平坦地で、近傍の類似する宅地の価額を基礎として求めたこの農地Hが宅地であるとした場合の1㎡当たりの相続税評価額は70,000円である。農地Hを宅地に転用するためには、全面の整地が必要である。
農地Hが所在する県における平成29年の平坦地の宅地造成費は、3,767円(1㎡当たり)である。

●全国公開模試

- チ Q社の比率要素の金額の計算の基となる純資産価額は次のとおりである。
平成29年3月31日現在の資本金等の額 120,000,000円
平成29年3月31日現在の利益剰余金の額 228,000,000円
リ Q社の平成29年3月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の金額は次のとおりである。

区 分	資産の合計額〔注〕	負債の合計額〔注〕
帳簿価額	410,000,000円	62,000,000円
相続税評価額	462,500,000円	62,000,000円

- 〔注〕 1 Q社は相続開始時に仮決算を行っていないため、相続開始時における資産及び負債の金額が明確ではないが、相続開始時の直前に終了した事業年度末から相続開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がなく評価額の計算には影響しない。

ズバリ的中!

〔第二問〕 リ O社の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等のAからDの金額は以下のとおりである。 「繊維・衣服等卸売業」 (イ) A株価：平成28年平均200円、平成29年5月163円、平成29年4月168円、平成29年3月166円 (ロ) B配当金額：5.0円 (ハ) C利益金額：30円 (ニ) D簿価純資産額：372円 ヌ O社の比準要素の金額の計算の基となる金額は次のとおりである。 (イ) 直前期末以前1年間の年配当金額 0円 (ロ) 直前々期末以前1年間の年配当金額 1,920,000円 (ハ) 直前期末以前1年間の利益金額 7,200,000円 (ニ) 直前々期末以前1年間の利益金額 9,700,000円 (ホ) 直前期末の純資産価額の計算において採用する利益積立金額 56,300,000円 ① 各事業年度における利益金額は、差引利益金額である。 ② 類似業種比準価額を計算する場合のO社株式の株価の計算過程における比準割合の計算は、それぞれ小数点以下2位未満を切り捨てて計算するものとする。	●実力完成答練 第6回 ⑥ O社の類似業種の比準要素等の金額は次のとおりである。 「小売業」 A株価：平成29年7月 386円、6月 392円、5月 388円、平成28年平均 369円 平成29年7月以前2年間の平均 383円 B配当金額：4.0円 C利益金額：28円 D簿価純資産額：226円 ⑦ O社の比準要素の金額の計算の基となる金額は次のとおりである。 イ 直前期の年配当金額 110,000円 ロ 直前々期の年配当金額 100,000円 ハ 直前々期の前期の年配当金額 110,000円 ニ 直前期末以前1年間の利益金額 1,000,000円 ホ 直前々期末以前1年間の利益金額 1,100,000円 ヘ 直前々期末の前期末以前1年間の利益金額 1,200,000円 ト 直前期末における純資産価額(帳簿価額によって計算した金額) 71,000,000円 チ 直前々期末における純資産価額(帳簿価額によって計算した金額) 70,000,000円
〔第二問〕 (8) P社の株式10,000株は、孫Fへ遺贈する。 この株式は、東京証券取引所の第一部及び名古屋証券取引所の第一部に上場されている株式で、その株価等の状況は次のとおりである。 なお、被相続人甲の住所地の最寄りの金融商品取引所は東京証券取引所である。また、P社の事業年度は1年で、決算期は8月である。 イ 課税時期前後の最終価格 (イ) 東京証券取引所 5月29日：2,008円、5月30日：2,001円、5月31日：2,004円 (ロ) 名古屋証券取引所 5月29日：2,003円、5月30日：1,996円、5月31日：1,997円 ロ 毎日の最終価格の月平均額 (イ) 東京証券取引所 平成29年5月：2,006円 平成29年4月1日から同年4月19日までの毎日の最終価格の月平均額：2,130円 平成29年4月20日から同年4月30日までの毎日の最終価格の月平均額：2,001円 平成29年3月：2,140円 (ロ) 名古屋証券取引所 平成29年5月：1,999円 平成29年4月1日から同年4月19日までの毎日の最終価格の月平均額：2,129円 平成29年4月20日から同年4月30日までの毎日の最終価格の月平均額：1,993円 平成29年3月：2,118円 ハ 増資の状況 (イ) 権利落の日：平成29年4月20日 (ロ) 株式の割当の基準日：平成29年4月30日 (ハ) 株式の割当の日：平成29年6月30日 (ニ) 株式の割当数：株式1株に対し0.1株を割当て (ホ) 株式の1株につき払い込むべき金額：100円	●実力完成答練 第4回 (6) M社株式100,000株は、養子Dに遺贈する。 M社株式は、上場会社であるM社(本社：福岡市)の株式である。 ① 増資の状況 株式権利落の日 平成29年5月8日 株式割当の基準日 平成29年5月10日 株式の割当条件 株式の譲渡数 株式1株に対し1.0株 株式1株につき払い込むべき金額 200円 ② 株価の状況 平成29年5月12日の最終価格(以下、「終値」という。) 東京証券取引所(以下、「東証」という。): 315円 福岡証券取引所(以下、「福証」という。): 317円 平成29年5月13日及び14日の終値 東証：取引なし 福証：取引なし 平成29年5月15日の終値 東証：322円 福証：328円 平成29年5月の毎日の終値平均 東証：403円 福証：399円 株式権利落の日の前日以前の平成29年5月の毎日の終値平均 東証：442円 福証：455円 株式権利落の日以後の平成29年5月の毎日の終値平均 東証：357円 福証：362円 平成29年4月の毎日の終値平均 東証：441円 福証：458円 平成29年3月の毎日の終値平均 東証：438円 福証：467円
〔第二問〕 (9) Q銀行R支店の定期預金30,000,000円は、配偶者乙が取得する。 なお、この定期預金の約定期間は2年であり、中間利払の制度がある。 イ 預入高 30,000,000円 ロ 満期時の約定利息 年1.2% ハ 中途解約利率 (イ) 預入期間1年未満の場合 年0.3% (ロ) 預入期間1年以上の場合 年0.6% (ハ) 中間利払利率 年0.5% ニ 預入日から相続開始日までの既経過日数 486日	●実力完成答練 第1回 (8) 定期預金(預入高 20,000,000円)は、孫Cが取得する。 この定期預金の内容は次のとおりである。 イ 約定期間 2年 ロ 既経過日数 584日 ハ 満期日の約定利息 年2.3% ニ 中間利払利率 年1.2% ホ 中途解約利率 年1.7%(1年6ヶ月以上)

ズバリ的中!

〔第二問〕 4 被相続人甲に係る債務は次のとおりであり、すべて配偶者乙が負担した。 (1) 被相続人甲の平成29年分所得税及び復興特別所得税の準確定申告に係る所得税及び復興特別所得税 500,000円 (2) 平成29年度住民税 280,000円 (3) 平成29年度固定資産税及び都市計画税 1,200,000円	
〔第二問〕 5 被相続人甲の通夜及び葬式に要した費用は次のとおりであり、すべて子Cが負担した。 なお、香典4,000,000円は配偶者乙が取得した。 (1) 通夜及び葬式費用 3,000,000円 (2) 戒名料 200,000円 (3) 香典返しに係る費用 2,500,000円	
〔第二問〕 (2) U生命保険 イ 保険契約者 配偶者乙 ロ 被保険者 配偶者乙 ハ 保険料負担者 被相続人甲 ニ 保険金受取人 配偶者乙 ホ 保険金額 8,000,000円 〔注〕 U生命保険契約の保険料は一時払いで支払っており、相続開始時において、その保険契約を解約した場合に支払われることとなる解約返戻金の額は4,000,000円（4,000,000円は、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税等の額に相当する金額を減算する前の金額である。）である。 なお、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税等の額に相当する金額は、48,895円である。	
〔第二問〕 7 被相続人甲の相続人等は、相続開始前に被相続人甲から次のとおり贈与を受けており、平成28年分までの贈与税の申告、納税が必要なものについては、適法に済ませている。 なお、受贈者はいずれも被相続人甲以外の者からの贈与を受けていない。 (1) 亡子Aは、平成26年11月4日に被相続人甲から定期預金10,000,000円の贈与を受けている。 なお、亡子Aは平成26年分の贈与税の申告において、特定贈与者を被相続人甲として相続税法第21条の9に規定する相続時精算課税の適用を受けている。 また、亡子Aは、平成25年分以前に相続時精算課税の適用を受けたことはない。	

●実力完成答練 第4回

7 被相続人甲に係る債務は次のとおりであり、それぞれに掲げる者が負担した。
(1) 被相続人甲の所得税及び復興特別所得税の準確定申告に係る所得税及び復興特別所得税の額 250,000円 養子Eが負担
(2) 平成29年度住民税 200,000円 養子Eが負担
(3) 平成29年度固定資産税 2,396,000円 養子Aが996,000円、養子Bが800,000円、養子Eが600,000円負担
(4) 平成28年度固定資産税に係る延滞金 平成29年2月に納付すべき固定資産税の納付が遅れたことに伴い課されることとなった延滞金（平成29年4月にその通知を受けた。）12,000円 養子Aが負担

●実力完成答練 第2回

5 被相続人甲の葬式等に要した費用は次のとおりであり、これらはすべて配偶者乙が立替払していたが、相続税の申告期限までに相続人の誰が負担するかは確定していない。
(1) 通夜の費用 1,500,000円 (5) 戒名料 300,000円
(2) 葬式の費用 1,000,000円 (6) 永代供養料 1,300,000円
(3) 通夜の飲食代 400,000円 (7) 初七日の法事の費用 500,000円
(4) 香典返しの費用 1,200,000円

●実力完成答練 第3回

6 上記のほか、相続税の申告書の提出期限までに、次の事項が判明している。
(1) 被相続人甲に関係する生命保険契約は次表のとおりである。

区 分	T生命保険	U生命保険	V生命保険
保険契約者	被相続人甲	配偶者乙	被相続人甲
被保険者	被相続人甲	配偶者乙	父丙
保険料負担者	被相続人甲全額	被相続人甲 1/2 配偶者乙 1/2	被相続人甲 1/2 父丙 1/2
保険金受取人	配偶者乙	甥H	被相続人甲
保険金額	48,500,000円	30,000,000円	年 1,000,000円
払込済保険料	20,000,000円	16,000,000円	10,000,000円
解約返戻金	—	18,000,000円	—

〔注〕 1 T生命保険契約については、保険金受取人である配偶者乙は保険金額のほかに剰余金200,000円の分配を受けている。

2 U生命保険契約については、相続開始時における解約返戻金のほかに剰余金180,000円の分配があり、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税の額が406,300円ある。

●実力完成答練 第3回

6 子Aは平成29年2月20日に死亡している。なお、子Aの遺産総額は基礎控除額以下であり、子Aの相続に係る相続人は、相続の放棄をしていない。
(2) 被相続人甲の相続人等は、相続開始前に被相続人甲から次のとおり贈与を受けている。

贈与年月日	受贈者	受贈財産	贈与時の時価	備考
平成26年3月10日	配偶者乙	居住用不動産	50,000,000円	〔注〕1
平成27年6月20日	配偶者乙	宝飾品	2,000,000円	〔注〕2
平成28年1月10日	子 A	現金	25,000,000円	〔注〕3
平成28年2月8日	甥 H	現金	2,000,000円	

〔注〕 1 配偶者乙は平成26年分の贈与について、贈与税の申告に当たり、適法に贈与税の配偶者控除の適用を受けている。

2 配偶者乙は平成27年分の贈与について、贈与税の申告をしておらず、また、贈与税の決定も受けていない。

3 子Aは平成28年分の贈与について、相続時精算課税を選択しており、適法に手続きを済ませている。

ズバリ的中!